

<b>正誤表</b>	<b>2019年度版 みんなが欲しかった！行政書士</b> <b>合格へのはじめの一步</b>
------------	--

本書において下記の通り誤りがございました。

内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、増刷の場合は、すでに下記正誤が反映されている箇所もございます。ご了承ください。

TAC 出版

ページ	誤	正
x iii	行政書士の業務③ 国際関連 <u>日本への帰化を希望する外国人の帰化申請書類の作成・手続の代行や、永住許可申請なども手がけることができます。</u> <u>また、外国人を雇用する際に必要となる、入国管理庁への申請手続の代行を行うこともできます。</u>	<u>日本国籍の取得を希望する人の帰化申請について、申請に必要な書類一式の作成などを行うことができます。</u> <u>また、出入国管理についての一定の研修を受けた「申請取次行政書士」は、申請人本人に代わって、出入国在留管理庁へ申請書などの提出を行うことができます。</u>
18	見出し（タイトル） 1 自由権の内容	1 自由権の分類
19	見出し（タイトル） 2 精神的自由	2 自由権の具体的な内容
81	上から3行目 ③他人の者を占有し～	③他人の物を占有し～
107	板書 質権の仕組み 債務者（質権設定者） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">C</span>	債務者（質権設定者） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">B</span>
340	過去問チェック！ 問3 問題文2行目の反対が強く、また成立には～	の反対が強く、まだ成立には～

※ページ数が太字かつ斜体になっている箇所が今回の更新での追加箇所になります。

以上